

2022年8月5日

農林水産省大臣官房環境バイオマス政策課  
みどりの食料システム戦略グループ 御中

**みどりの食料システム法施行規則第1条第1項の農林水産大臣が定める事業活動案の  
概要への意見**

公益財団法人 日本自然保護協会  
理事長 亀山 章

公益財団法人 日本自然保護協会は、「みどりの食料システム法施行規則第1条第1項の農林水産大臣が定める事業活動案の概要」に対して以下の通り提言いたします。

**記**

**生物の多様性の保全その他の環境の保全に資する事業活動を独立した項目(6)とし、活動内容をより具体的に明示すべきである**

環境負荷低減事業活動の中に、「(5)生物の多様性の保全」(P1)が明記されたことは、評価できる。「生物の多様性の保全」の活動内容を明確にするために、生物の多様性の保全その他の環境の保全に資する事業活動を(6)として独立した項目とし、事業活動は、多面的機能支払交付金、もしくは環境直接支払交付金において生物多様性および環境保全に貢献する農法として設定している活動(ビオトープ、江の設置、土着天敵を活かすための生き物緩衝地帯の設置、夏期湛水または冬期湛水など)等を含むと、明記すべきである。

以上